

役員借入金の留意点

役員借入金とは、役員が法人に対して貸し付けているお金のことです。

法人の資本が足りない場合、役員個人が資金を用立てることは、中小企業では珍しくなく、法人設立当初や、業績が極端に落ち込んでしまったとき等の応急処置としては、良く見受けられます。



応急処置



役員借入金は、役員貸付金とは異なり、貸し付けを行う役員は、あくまで個人であるため、貸し付けが営利目的で行われなくても問題ないため、無利子での貸借が認められています（ ）。

法人の立場からすると、金融機関から融資をよりも、負担を抑えて資金調達をすることができます。

（ ）利息を収受する場合、利益相反取引に該当するため、取締役会等の承認が必要となります。

また、返済する時期も任意で定めることができます。

増資による資金調達を行った場合、返済義務は生じませんが、資本金等が増加することで、中小法人にのみ適用される税額控除等の適用が認められなくなる、変更登記をしなくてはならない等の問題も生じますが、役員借入金として資金調達を行い、返済時期を限りなく遅くすることで、そのような問題を生じさせずほぼ増資と近い効果を得ることもできます。

いいことだらけのような役員借入金ですが、以下のようなデメリットもあります。

(1) 相続発生時の問題

役員借入金は、役員から見ると返してもらうべき債権であるため、万が一役員が死亡した場合には、相続財産として相続税の対象となってしまいます。仮に法人の業況が悪く、相続人に対して弁済することが不能であっても、債権があることに変わりはないため、大きな相続税負担が生じる可能性があります。

(2) 債務免除による課税

上記(1)のような状況を回避する為、弁済される可能性が低い役員借入金について、役員は債権放棄をすることができます。

しかし、法人にとっては、債務を免除してもらったということになり、債務免除益が認識され、課税の対象となってしまいます。

多額の赤字が生じている、繰越欠損金の範囲での免除益などであれば、大きな問題はありませんが、時期を誤ると大きな税負担を背負うことになります。

(3) 金融機関の印象悪化

役員借入金も、役員貸付金と同様に金融機関は気にしている項目です。

役員借入金は、法人にとっては負債に該当するため、貸借対照表の見栄えは悪くなりますし、法人の業況が健全であれば、発生させる必要がない科目ともいえますので、金融機関に不安を与えかねません。

また、健全な状態なのに役員借入金が増減しているような法人は、個人と法人の資金・資産をきちんと分別して管理していないのではないかという疑念をもたれることも考えられます。

役員借入金は、
法人の資金繰りやキャッシュフローが
悪化した際には、非常に有効なものです。
しかし、役員借入金に頼りすぎると、
後々大きな問題が生じる可能性も秘めて
いるため、慎重に利用することと、早めに
弁済・債務免除等の対策をとっていくよう
にしましょう。

